

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供（その 20）

FAX2 枚

令和 2 年 5 月 28 日

医療機関各位

（一社）熊本市医師会

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症に関する情報提供等について

今般の新型コロナウイルス感染症について、状況や対応は日々更新されていますので、詳細につきましては、厚生労働省・日本医師会・県医師会・熊本県・市のホームページ等をご参照頂き、最新情報の入手にお努めください。

①「手指消毒用エタノールの代替品としての高濃度エタノール（無償配布）」の納期について

4 月 10 付の標記ご案内にてご注文いただきました高濃度エタノールにつきまして、熊本県から県医師会を通じ連絡がありました。

九州管内では、富田薬品株式会社を通じて、今週より配送が始まるとの連絡がありました。（※富田薬品と取引がない医療機関におかれましては運送業者通じての配送となります。）

つきましては、商品が入りしだい順次配送されるとのことをごさいましたので、申し込みをされている医療機関におかれましては、今しばらくお待ちくださいますようご連絡申し上げます。

②熊本市医師会ホームページの会員専用ページに次の資料を掲載します。

会員専用ページ 【各種情報】→[各種文書・通知資料]

- ・行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について（その 2）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について
- ・新型コロナウイルス感染症に対するファビピラビルに係る観察研究の概要及び同研究に使用するための医薬品の提供に関する周知依頼について（その 3）
- ・新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（その 2）（依頼）
- ・新型コロナウイルス抗原検出用キットの活用に関するガイドラインについて（周知）
- ・新型コロナウイルス抗原検出用キットの供給に関する調整等について
- ・今後の PCR 検査の需要拡大に対応するための検査体制確保等について
- ・休校に伴い余剰となった乳製品について
- ・「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第 2 版」の周知について
- ・新型コロナウイルス感染症に関する検査票について
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（公示の全部変更）について
- ・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について（依頼）」に関する質疑応答集（Q&A）について（次頁へつづく）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）
- ・都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について（一部改正）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言に関する公示等について

③熊本県医師会ホームページの会員向け情報に次の資料が掲載されます。

- ・「新型コロナウイルス感染症外来診療ガイド 第1版」の発行について
- ・新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて
- ・厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その11～12）」の送付について
- ・新型コロナウイルス感染の拡大に対する医療人材の確保の考え方及び関係する支援メニューについて
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う医療法等における期限の定めのある規定の取扱いについて
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う医療法等において定期的を実施することが求められる業務等の取扱いについて
- ・地域外来・検査センターの運営に係る医療法上の臨時的な取扱いについて
- ・新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて
- ・新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いの一部改正及び費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について
- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その17）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る医薬関係者からの医薬品等についての副作用等の報告について
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等について（情報提供）
- ・「新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について」に関する質疑応答集（Q&A）について
- ・新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について

新型コロナウイルス感染症に関するご意見、ご質問等について

標記に関するご意見ご質問等、市医事務局までFAX（096-366-3628）または、

電子メール（office@city.kumamoto.med.or.jp）にて、お寄せください。

熊本市医師会ホームページ（新型コロナウイルス感染症に関する情報提供）参照 <http://www.city.kumamoto.med.or.jp/2019corona/index.html>